

## ○厚木市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成7年9月29日  
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市子ども医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平23規則22・一部改正)

(規則で定める医療保険各法)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(平10規則17・一部改正)

(規則で定める施設)

第3条 条例第4条第3項第2号に規定する規則で定める施設は、子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。以下「公費負担施設」という。)とする。ただし、子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらないで公費負担施設に入所している場合については、当該施設は、公費負担施設としない。

(平24規則21・全改)

(規則で定める医療費助成事業)

第4条 条例第4条第3項第4号に規定する規則で定める医療費助成事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)に基づく医療費助成事業
- (2) 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)に基づく医療費助成事業

(特別の理由)

第5条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、次のとおりとする。

- (1) 医療保険各法の規定により、子どもに係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。
- (2) その他市長が必要があると認めたとき。

(平11規則24・追加、平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第9条繰上・一部改正)

(助成の申請)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に支給申請書により市長に申請しなければならない。ただし、助成する額を病院等に支払う場合は、この限りでない。

2 前項の申請には、子ども(助成継続者を除く。次条及び第8条において同じ。)の医療費の助成にあつては療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類を、助成継続者の医療費の助成にあつては次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類
- (2) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類

3 前項に規定する書類のほか、市長は、対象者に対し必要と認める書類を提出させることができる。

4 市長は、医療費の助成をするときは支給決定通知書により、医療費の助成をしないときは支給却下通知書により通知する。

(平11規則24・旧第9条繰下・一部改正、平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第10条繰上・一部改正、平29規則28・一部改正)

(医療証の交付申請等)

第7条 条例第6条の規定による医療証の交付申請は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類

- (2) 子どもを養育していることを証する書類
- (3) 子どもを養育している者の所得の状況を証する書類

- 2 前項に規定する書類のほか、市長は、医療費の助成を受けようとする者に対し必要と認める書類を提出させることができる。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、対象者と決定したときは医療証を交付し、対象者でないとして決定したときは交付申請却下通知書により通知する。  
(平11規則24・旧第10条繰下・一部改正、平18規則46・平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第11条繰上・一部改正、平29規則28・一部改正)

(医療証の有効期限)

- 第8条 医療証の有効期限は、当該子どもが中学校等を卒業する日の属する月の末日までとする。ただし、当該子どもが条例第3条の規定に該当しなくなったときは、当該有効期限は、同条に該当しなくなった日までとする。

(平11規則24・旧第11条繰下・一部改正、平15規則44・平18規則46・平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第12条繰上・一部改正)

(医療証の再交付)

- 第9条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときは、前項に規定する申請書に当該医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。  
(平11規則24・旧第12条繰下・一部改正、平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第13条繰上・一部改正、平29規則28・一部改正)

(届出)

- 第10条 条例第7条に規定する届出は、申請事項変更・資格消滅届に医療証を添えて行わなければならない。ただし、転居又は転出の理由により届け出る場合で、住民異動届の写し及び医療証の提出があったときは、これをもって当該届出に代えることができる。

(平11規則24・旧第13条繰下・一部改正、平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第14条繰上・一部改正、平26規則19・平29規則28・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

- 第11条 市長は、対象者が子どもの医療費の助成を受ける資格を喪失したと認めるときは、受給資格消滅通知書により当該対象者であった者(条例第7条に規定する届出があった者を除く。)に通知する。

(平11規則24・旧第14条繰下・一部改正、平20規則29・平22規則19・一部改正、平23規則22・旧第15条繰上・一部改正、平26規則19・平29規則28・一部改正)

(添付書類の省略)

- 第12条 市長は、この規則の規定により申請又は届出に添付しなければならない書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平11規則24・旧第15条繰下、平23規則22・旧第16条繰上)

(その他)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平11規則24・旧第16条繰下、平23規則22・旧第17条繰上)

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第17号)抄

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条中厚木市小児の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第38号)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の厚木市小児の医療費助成に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成11年規則第24号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第44号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

## 附 則(平成18年規則第46号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第11条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする改正規定及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第11条第2項の規定により交付されている医療証の有効期限については、改正後の第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成20年規則第29号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

## 附 則(平成22年規則第19号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

## 附 則(平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

## 附 則(平成24年規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則(平成26年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成29年規則第28号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。